

文京区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月十日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第五十四号

文京区公印規則の一部を改正する規則

文京区公印規則（昭和三十五年九月文京区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一区長印の部の13の4の項を次のように改める。

13の4
書 て ん
縦 三 ミ リ メ ー ト ル 横 十 三 ミ リ メ ー ト ル
個人番号カード、在留カード、特定在留 カード、特別永住者証明書、特定特別永 住者証明書
戸籍住民課長

別表第一区長印の部の13の4の2の項及び13の4の3の項を削る。

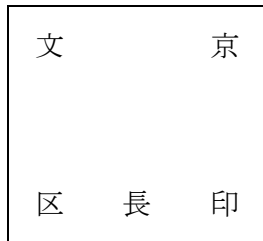
13の4の2
13の4の3

別表第二中

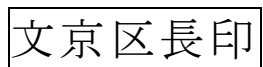
13の4

削除

13の4の2

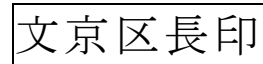


13の4の3



を

13の4



に改める。

付 則

この規則は、令和八年六月十四日から施行する。